明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通八一）　一
○有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令（国土交通・環境二）　三〇
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十七条の二第四項等に規定する有害水バラストの処理方法を定める省令（環境二八）　三〇

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務三〇五～三〇八、三一一、三一二）　三一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三〇九）　三一
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三一〇）　三一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三一三～三一九）　三一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三二〇～三二二）　三一
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三二三～三二五）　三一
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通九七八）　三一

〔官庁報告〕
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　三一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三一
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会育児期間中の会費免除に関する会則等の改正規定及び新規制定規程の施行期日等制定関係　三一
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　三一
会社その他
会社決算公告　三一

省　令

○国土交通省令第八十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）及び関係法令の規定に基づき、並びに同法を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の三　船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の三―第十二条の十七の五）」を「第二章の三　船舶からの廃棄物の排出の規制（第十二条の三―第十二条の十四）　第二章の四　船舶からの有害水バラストの排出の規制（第十二条の十四の二―第十二条の十七）　第二章の五　海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の十七の二―第十二条の十七の五）」に、「第二章の四」を「第二章の六」に、「第二章の五」を「第二章の七」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「第一条の八第一項第四号」を「第一条の九第一項第四号」に改める。

第五条中「第一条の八第五項」を「第一条の九第五項」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第一条の九第一項第五号ただし書」を「第一条の十第一項第五号ただし書」に改め、同条中「第七条」を「次条」に改める。

第七条中「第一条の九第一項第五号ただし書」を「第一条の十第一項第五号ただし書」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「第一条の九第一項第六号」を「第一条の十第一項第六号」に改める。

第八条の二中「第一条の九第二項」を「第一条の十第二項」に改める。

第八条の三中「第一条の九第二項ただし書」を「第一条の十第二項ただし書」に、「した上」の下に「、ポンプを使用することなく」を加え、「船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあっては、ポンプを使用することなく排出しなければならない」を「次の各号のいずれかに該当する場合においては、ポンプを使用して排出することができる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　船舶が港又は沿岸の係留施設にある場合

二　第十二条の十四の三第二項第一号の表第一号下欄イに規定する方法によりポンプを使用する場合

第八条の十四中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二号中「した上」の下に「ポンプを使用することなく」を加え、「船舶が港及び沿岸の係留施設以外にある場合にあっては、ポンプを使用することなく排出しなければならない」を「第八条の三各号のいずれかに該当する場合においては、ポンプを使用して排出することができる」に改める。

第十一条の三第一項の表十四の項中「第一条の九第二項」を「第一条の十第二項」に改める。